

NEWS RELEASE

一般社団法人 日本爪肌美容検定協会

横浜市青葉区市が尾町 1169-12

代表理事 川上愛子

2020年10月8日

「美容広告管理者養成講座」開催と一期生募集のお知らせ

科学的根拠のある美容に関する知識と関連法律を学ぶ

一般社団法人日本爪肌美容検定協会（代表理事 川上愛子）は、

あらたに関連法律に関する内容を強化した美容広告管理者養成講座を開講いたします。

◆開催趣旨◆

美容に関する誤った情報による健康被害はなかなか減ることがなく、また、医薬品医療機器等法・景品表示法・健康増進法などに触れるような違法広告がSNSなどであふれていることは、美容業界全体がとても危惧していることでもあり、

美容に関する発信を行っているインフルエンサーや美容専門家たちも不安を覚えていることです。

美容専門家やインフルエンサーたちが法令を身近に感じることにより、法令遵守の元

良い情報を発信することは各メーカーのイメージや商品を守ること、

そして消費者の皆さまの健康被害を防ぎ、美容を発信する全ての方の信頼性にも

繋がると考えております。

弊協会では発足当時より美容に関する法律知識をカリキュラムに含めておりますが、

より法律を意識した講座を関係各所にご協力いただき「美容広告管理者養成講座」を

開講いたしますので、このたび一期生を募集いたします。

肌だけでなく爪先までの美容と法律のカリキュラムは弊協会ならではのコンテンツですので、

広く情報発信をされている皆さま是非お申し込みください。

希望者は、後ほど開催される「美容広告管理者資格試験」を受験することが可能です。

◆応募方法

応募期間：ANSEM 一般社団法人日本爪肌美容検定協会通販サイトより購入

開催日時：全 6 回

11 月 5 日、11 月 19 日（第一回目講座）※どちらかの日程から受講スタートができます。

12 月 3 日（第二回目講座）

12 月 17 日（第三回目講座）

1 月 14 日（第四回目講座）

※以降の開催日は 2020 年 12 月末日までにお知らせいたします。

◆受講方法

Zoom によるオンライン受講

◆受講プログラム概要（一部抜粋）

- ・皮膚から爪先までの PR と薬機法、 広告と専門家らしい PR ・その注意点
- ・化粧品と法律、薬機法以外の基準を身につける
- ・皮膚と成分、エビデンスを選別・理解し PR に活かすには
- ・美容と栄養、法令を意識したインナービューティ PR とは
- ・化粧品基準、医薬品等適正広告基準を理解する
- ・違反事例から学ぶ PR

◆配信会場： RUUUM（撮影・配信協力/UUUM 社内スタジオ）

◆参加予定・参加検討中の方からのお問合せ先

ANSEM 一般社団法人日本爪肌美容検定協会 事務局

info@ansem.jp

※受講プログラムや配信会場は予告なく変更される場合がございます。